

マネージドゲート2 サービス利用規約 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第9条（契約期間）</p> <p>1. 本契約の契約期間は、申込書に定めるとおりとします。</p> <p>2. 本契約満了日の1ヶ月前までに、契約者又は当社のいずれからも相手方に対して本契約を延長しない旨の申し出をしない場合は、本契約は同一条件にて1年間自動延長されるものとし、以後も同様とします。<u>ただし、本契約は、対象機器のメーカーのサポートの終了日をもって終了するものとし、以後は更新されないものとし、</u></p> <p>3. 第16条（解約）の手続き又は第22条（契約の解除）に該当する事由により、本契約の満了日の前に本契約の全部又は一部が終了したときは、契約者は、当社に対し、直ちに、本サービスの残余月の料金等を違約金として支払うものとし、</p> <p style="text-align: center;">～以下略</p>	<p>第9条（契約期間）</p> <p>1. 本契約の契約期間は、申込書に定めるとおりとします。</p> <p>2. 本契約満了日の1ヶ月前までに、契約者又は当社のいずれからも相手方に対して本契約を延長しない旨の申し出をしない場合は、本契約は同一条件にて1年間自動延長されるものとし、以後も同様とします。</p> <p>3. 第16条（解約）の手続き又は第23条（契約の解除）に該当する事由により、本契約の満了日の前に本契約の全部又は一部が終了したときは、契約者は、当社に対し、直ちに、本サービスの残余月の料金等を違約金として支払うものとし、</p> <p style="text-align: center;">～以下略～</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>第21条（対象機器の切替）</p> <p>1. <u>当社は、対象機器について、耐用年数の経過、メーカーによる部品交換等のサポートの終了等の理由により、適切な品質での本サービスの継続提供が困難であると判断したときは、契約者に対して、相当の期間を定めて、対象機器から後継機種等への契約の切替えを求めることができるものとし、</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、期日までに契約者による後継機種等への契約の切替えが実施されない場合、当社は、本契約を終了させるとともに、第13条（ネットワークプラン Type-Y 対象機器 本契約終了後の取扱い）及び第15条（セキュリティプラン対象機器 本契約終了後の取扱い）の規定に基づき、対象機器の返還を求めることができるものとし、</u></p> <p>3. <u>前項の規定に基づき当社が本契約を終了した場合、第9条（契約期間）第3項及び第4項の規定は適用せず、違約金は発生しないものとし、</u></p>
<p>第21条（本サービスの廃止）</p> <p>当社は3ヶ月前までに、書面にて契約者に通知することにより本サービスを終了させることができるものとし、</p>	<p>第22条（本サービスの廃止）</p> <p>当社は3ヶ月前までに、書面にて契約者に通知することにより本サービスの<u>全部又は一部</u>を終了させることができるものとし、</p>
<p>第22条（契約の解除）</p> <p>第23条（反社会的勢力でないことの保証）</p>	<p>第23条（契約の解除）</p> <p>第24条（反社会的勢力でないことの保証）</p>

変更前	変更後
<p>第 24 条（免責と損害賠償責任）</p> <p>1. 当社の責めに帰さない事由（地震等の自然災害及びテロ・戦争等を含みますが、これらに限られません）により発生した本契約に関連する一切の損害については、当社は一切責任を負わないものとします。</p> <p>2. 当社が第 19 条（電気通信設備の保守等のための一時停止）乃至第 21 条（本サービスの廃止）に基づき、本サービスの利用の中止、利用の停止又は廃止したことにより、契約者が損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>～以下略～</p>	<p>第 25 条（免責と損害賠償責任）</p> <p>1. 当社の責めに帰さない事由（地震等の自然災害及びテロ・戦争等を含みますが、これらに限られません）により発生した本契約に関連する一切の損害については、当社は一切責任を負わないものとします。</p> <p>2. 当社が第 19 条（電気通信設備の保守等のための一時停止）乃至第 22 条（本サービスの廃止）に基づき、本サービスの利用の中止、利用の停止又は廃止したことにより、契約者が損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>～以下略～</p>
<p>第 25 条（残存条項）</p> <p>第 17 条（権利義務の譲渡等）、第 18 条（機密保持）、第 24 条（免責と損害賠償責任）、第 26 条（準拠法）及び第 27 条（管轄裁判所）は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。</p>	<p>第 26 条（残存条項）</p> <p>第 17 条（権利義務の譲渡等）、第 18 条（機密保持）、第 25 条（免責と損害賠償責任）、第 27 条（準拠法）及び第 28 条（管轄裁判所）は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。</p>
<p>第 26 条（準拠法）</p> <p>第 27 条（管轄裁判所）</p>	<p>第 27 条（準拠法）</p> <p>第 28 条（管轄裁判所）</p>
<p>スターティア株式会社 電気通信事業者届出番号：A-29-16266</p> <p>2018 年 10 月 1 日 制定</p> <p>2018 年 12 月 18 日 改訂</p> <p>2020 年 2 月 1 日 改訂</p> <p>2020 年 8 月 9 日 <u>最終改訂</u></p>	<p>スターティア株式会社 電気通信事業者届出番号：A-29-16266</p> <p>2018 年 10 月 1 日 制定</p> <p>2018 年 12 月 18 日 改訂</p> <p>2020 年 2 月 1 日 改訂</p> <p>2020 年 8 月 9 日 改訂</p> <p><u>2020 年 11 月 16 日最終改訂</u></p>

以上